高知工業高等専門学校参与会規則

制 定 平成17年10月20日 一部改正 平成22年9月16日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、高知工業高等専門学校参与会(以下「参与会」という。)を置く。

(目的)

第2条 参与会は、校長の諮問に応じ、本校の管理運営及び教育研究活動の状況に応じて審議し、学校運営の一層の発展に資することを目的とする。

(組織)

- 第3条 参与会は、精深な学識を有すると認められる学外の委員をもって組織する。
- 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 参与会に委員長を置き、校長が指名する。
- 2 委員長は、参与会を主宰する。

(参与会)

第5条 参与会は、年1回以上開催する。

(結果の報告)

第6条 参与会は、審議の結果を校長へ報告しなければならない。

(公表等)

第7条 校長は、前条の報告を受けたときは、学内外へ公表するとともに、本校の目的及び社会的使命の達成を図るものとする。

(庶務)

第8条 参与会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、参与会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校参与規則(平成9年7月23日制定)は、廃止する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月16日から施行する。

1-9-1 - 1 -